

共生型サービスの創設に伴う基準条例改正に係るパブリックコメントに対する意見募集【結果】

<募集期間> 平成30年10月1日(月)～平成30年10月22日(月)まで

<意見提出数> 8 件(個人)

項 目	御意見・提案の要旨	府の考え方
「共生型サービス」 創設の意義	<p>・「共生型サービス」創設の趣旨に全面的に賛成。「縦割り」を無くし、「世帯全体の生活課題」への対応を指向していくことは、地域共生社会実現のためにも大きな一歩である。</p>	<p>・今回の基準条例改正をきっかけとし、府域における一層の介護、福祉が連携した地域共生社会の実現をめざしていきます。</p>
	<p>・共生型サービスは、利用者側の選択の幅も広がり、高齢者と子供が同じ空間で過ごす機会を積極的に作ることはとても良いことである。子どもの相手が高齢者の生きがいになり、子どもにとっては、高齢者との交流が物事考え方など成長の幅が広がるきっかけになることもある。</p>	<p>・今回の基準条例改正をきっかけに、高齢者と障害児者、こどもとの交流を進め、それぞれの自立と発達を支援できるよう取組みを進めてまいります。</p>
従事者の専門性の 確保	<p>・「縦割り」の制度のなかで養成されてきた専門職がこれまで実践・知識共に充分ではない方への援助ができるのか。専門性の確保も必要。</p>	<p>・共生型サービスにおいても質の高いサービスを提供するためには職員の資質や専門性の向上が非常に重要であることは府としても認識しております。このため、各条例において、「通常の指定基準を満たす事業所等から技術的支援を受けていること」を規定しており、新たな分野の支援について専門性とサービスの質の向上が図られるよう、事業者への指導を実施していきたいと考えます。</p>
	<p>・これまで子どもの支援の経験が全くない職員が、支援をすることになるのではないかと不安に感じるが、運営基準で、「通常の指定基準を満たす事業所等から技術的支援を受けていること」とあるので、職員の研修や他事業所の見学などに自主的に取り組んで欲しい。</p>	
	<p>・地域で暮らす子ども、高齢者が、身近な地域でサービスを受けられることは良いことであり、「地域共生社会」の実現にもつながる。ただ、障害のある児童に対しては、サービスの質が低下することのないよう従事者の専門性を是非確保いただきたい。</p>	
	<p>・制度上、高齢者と障害児を同一事業所で扱うことができることになっているが、障害児の放課後等デイサービス事業所は、京都市内で指定取消事例もあったように、提供サービスの質の向上が問題となっている。通常のサービス、共生型サービス共にサービスの質の向上に向け、行政機関には取組みをお願いしたい。</p>	
支援の場の設備、 雰囲気づくり	<p>・設備基準については、必要な面積を満たせばよいこととされているが、本来、設備や飾り付け等の雰囲気づくりは、高齢者と成人、子どもでそれぞれ全く違うものになる。利用者双方にとって居心地が良く、安心できる雰囲気となるよう配慮していただきたい。</p>	<p>・今回の条例改正により、共生型障害児通所支援には「教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。」との基準が規定され、また通所介護(高齢者)、生活介護(障害者)にも同様の基準が規定されます。これら基準の趣旨を踏まえ、それぞれの対象者に応じた事業所環境の整備がされるよう指導していきたいと考えます。</p>
制度の運用について	<p>・指定の基準としては適当なものと考えますが、実際に様々なケースが生じると思うので、指定事務や事業所指導は柔軟に対応していただきたい。</p>	<p>・共生型サービスについても指定基準を満たすことが必要となりますが、共生型サービスは他の事業所の指定を受けている場合の基準の特例であることを踏まえ、指定事務の簡素化やていねいな指導に努めていきたいと考えます。</p>